

第5回 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会  
議事要旨

- 1 日 時 平成23年4月19日（火） 10:00～11:40
- 2 場 所 農林水産省統計部第1会議室（北別館3階、ドア番号314）
- 3 出席者  
（委員） 椿広計座長、助川正文委員、安倍澄子委員  
（事務局） 統計部統計企画課、経営・構造統計課、生産流通消費統計課
- 4 議 題  
（1） 平成23年度市場化テスト対象2調査の実施要項（案）について  
（2） その他
- 5 議事及び要旨  
（1） 事務局から各調査ごとの実施要項（案）について説明の後、質疑。その後、内水面漁業生産統計調査について、民間事業者側が郵送調査等の効率的な調査方法を促進するインセンティブが働くような契約方法等を検討すること、それ以外の実施要項（案）の修正は座長に一任することとなった。  
  
（2） 質疑の概要は以下のとおり。（○：委員からの発言、→：事務局からの発言）
  - ① 農業物価統計調査
    - 第1期の立ち上げ時に生じた公表遅延の理由として人員不足を上げていたが、今回人員を増やすことで足りるのか。  
→ 公表遅延が生じた他の理由として、調査員の知識不足もあったため、研修などを実施して人材育成を行ったところ。このため、今回の実施要項ではその旨情報を提供することとしている。
    - 民間事業者が変わる度に同じ問題が生じては困るので、第1期の実施状況を情報提供することが必要。
    - オンライン調査の導入促進は、調査側と調査客体側とでそれぞれどのようなメリットがあるか。  
→ オンライン調査は政府としての取組でもあり、促進する方向で進めている。調査側のメリットとしては、調査票の印刷や郵送にかかる経費・手間が削減されること、客体側のメリットとしては、郵送する手間が省けることや自分の都合に合わせていつでも回答できることがあげられる。
    - 「実績評価」の中で指摘された内容が反映されているので、問題ないと考える。

② 内水面漁業生産統計調査

- 何故内水面漁業生産統計調査のみが単価契約となっているのか。
- 内水面漁業生産統計調査は悉皆調査であり、調査客体数が実査直前まで確定せず、入札時の調査客体数と必ず差が生じることとなるため、入札価格と実際にかかる費用との間に大きな差が生じないように、単価契約の形をとることにしたものの。
- 民間事業者が調査客体数や単価の見積もりを行う上で過去の調査方法別客体数を提供することが必要ではないか。
- 実施要項に關係情報を記載する。
- 民間事業者がより効率的なオンライン調査や郵送調査の割合を増やそうというインセンティブが働くような方法を検討できないか。
- 検討する。

- 以上 -